

第 2 7 回京都市西京まちづくり区民会議

日 時：令和 2 年 3 月 1 9 日（木）午後 2 時～

場 所：京都市西文化会館ウエスティ 1 階 創造活動室

《 次 第 》

1 開 会

2 次期西京区基本計画の素案について

- （１）第 2 6 回京都市西京まちづくり区民会議 意見の概要 …………… 資料 1
- （２）次期西京区基本計画策定について …………… 資料 2
- （３）次期西京区基本計画（素案） …………… 資料 3
- （参考）第 2 6 回京都市西京まちづくり区民会議 摘録 …………… 資料 4

3 その他

- 令和 2 年度西京区地域力サポート事業補助金募集（案）について…………… 資料 5

4 閉 会

京都市西京まちづくり区民会議 委員名簿

氏 名	役 職
いのうえ まなぶ 井 上 学	立命館大学アート・リサーチセンター 客員協力研究員
うえだ きよかず 上 田 清 和	西京区体育振興会連合会 総務
おぐら みわ 小 倉 美 和	京都信用金庫東桂支店 支店長
かたやま ちえこ 片 山 千恵子	西京区社会福祉協議会 理事
かわら ゆたか 河 原 裕	嵐山東学区自治連合会 会長
こいし あつこ 小 石 敦 子	西京区民生児童委員会 副会長
◎ こいし くみす 小 石 玖三主	西京区自治連合会 会長 西京区交通安全推進会連合会 会長
しらす だし 白 須 正	龍谷大学 政策学部 教授
すずき ちづる 鈴 木 千 鶴	区民公募
たくま たもつ 宅 間 保	西京保健協議会連合会 副会長
とうじょう こそ 東 條 すすえ子	西京少年補導委員会 企画副部長
ながたに ふみたか 永 谷 文 隆	大原野地域自治連合会 会長
ふかがわ こうよう 深 川 光 耀	花園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 専任講師
○ ふじもと ひでこ 藤 本 英 子	京都市立芸術大学 美術学部デザイン科, 大学院美術研究科, 環境デザイン研究室 教授
みやざき ひでお 宮 崎 秀 夫	西京区長
やすだ けいこ 安 田 桂 子	西京区地域女性連合会 会長
やすだ じゅんじ 安 田 淳 司	西京区洛西担当区長
やまもと よしひろ 山 本 義 博	桂学区自治連合会 会長
よしだ ゆみ 吉 田 由 美	区民公募

◎…議長, ○…副議長

※ 敬称略, 五十音順

京都市西京まちづくり区民会議 事務局名簿

<事務局>

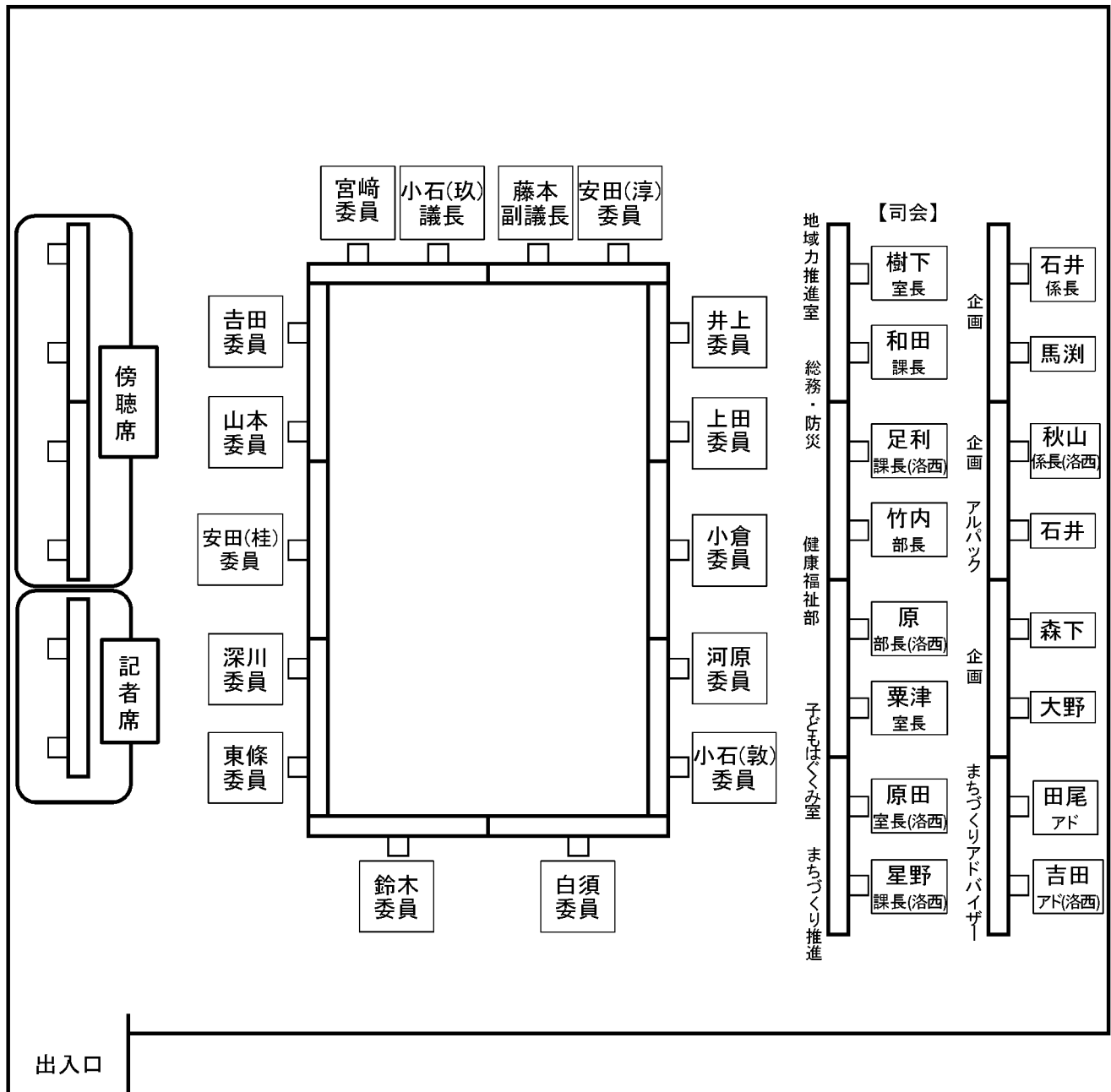
氏 名	役 職 等
樹 下 康 治	西京区地域力推進室長
森 重 樹	西京区洛西支所地域力推進室長
竹 内 俊 雄	西京区健康福祉部長
原 昭 彦	西京区洛西支所健康福祉部長
栗 津 佳 子	西京区子どもはぐくみ室長
原 田 規 之	西京区洛西支所子どもはぐくみ室長
和 田 富美子	西京区地域力推進室総務・防災課長
足 利 一 平	西京区洛西支所地域力推進室総務・防災課長
南 孝 之	西京区地域力推進室まちづくり推進課長
星 野 和 之	西京区洛西支所地域力推進室まちづくり推進課長
石 井 和 宏	西京区地域力推進室企画係長
秋 山 龍 哉	西京区洛西支所地域力推進室企画係長
馬 淵 紀 明	西京区地域力推進室
森 下 重 雄	西京区地域力推進室
大 野 優 香	西京区地域力推進室
田 尾 純 子	文化市民局地域自治推進室 まちづくりアドバイザー（西京区担当（主））
吉 田 泰 基	文化市民局地域自治推進室 まちづくりアドバイザー（西京区洛西支所担当（主））
谷 亮 治	文化市民局地域自治推進室 まちづくりアドバイザー（西京区担当（副））
浅 田 真 実	文化市民局地域自治推進室 まちづくりアドバイザー（西京区洛西支所担当（副））

※ 敬称略

第27回京都市西京まちづくり区民会議 座席表

日時 令和2年3月19日(木)午後2時から

場所 京都市西文化会館ウエスティ 1階 創造活動室



※1 委員席は、正面の正副議長と両区長の他、時計回りで五十音順

※2 欠席委員は、片山委員、宅間委員、永谷委員

京都市西京まちづくり区民会議の開催等に関する要綱

(趣旨)

第1条 西京区基本計画の推進及び進行管理を行い、新たに基本計画を策定する際には当該計画の検討を行うため、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、西京まちづくり区民会議(以下「区民会議」という。)を開催する。

(委員)

第2条 区民会議の委員は、西京区長(以下「区長」という)と次の者のうちから区長が依頼する。

(1) 西京区自治連合会から推薦された者、学識経験のある者、その他西京区長が適当と認める者

(2) 西京区洛西担当区長

2 委員の人数は20人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 区民会議の役員は、議長、副議長及び専門委員若干名とする。

2 議長は、区長が指名し、副議長は議長が指名する。

3 専門委員は、区長が学識経験のある者から指名する。

4 議長は、会議の進行を司る。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門委員は、専門的な知識、経験に基づき助言等を行う。

(招集及び議事)

第5条 区民会議は、区長が招集する。

2 区長は、区民会議の意見を聞いて、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 区民会議は公開で開催する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、区民会議に関し必要な事項は、区長が定める。

(庶務)

第8条 区民会議の庶務は、西京区役所において行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、第 1 回の会議は西京区長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。